

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

マイナンバーカードと健康保険証の一体化とは (1/3)

令和5年6月29日 第165回社会保障審議会医療保険部会

改正マイナンバー法のポイント

マイナンバー法等の一部改正法（令和5年法律第48号）の概要

令和5年6月9日公布

今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化。デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部改正を行った。

【改正のポイント】

1. マイナンバーの利用範囲の拡大

(マイナンバー法、住民基本台帳法)

- 理念として社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においてもマイナンバーの利用の推進を図る。
※具体的な利用事務の追加は、従来通り法律改正で追加
 - 具体的には、理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務において、マイナンバーの利用を可能とする。**保険医・保険薬剤師に係る事務も含む**
- ⇒ 各種事務手続における添付書類の省略等

2. マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し

(マイナンバー法、住民基本台帳法)

- 法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る）についても、マイナンバーの利用を可能とする。
※個別の法律の規定に基づく事務は、従来通り法律改正で追加
 - 法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を可能とする。
※情報連携が行われた記録は、マイナポータル上で照会可能
- ⇒ 新規で必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始が可能に

3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化

(マイナンバー法、医療保険各法)

- 乳児に交付するマイナンバーカードについて顔写真を不要とする。
 - 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療を受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供する。
- ⇒ すべての被保険者の円滑な保険診療を可能に

4. マイナンバーカードの普及・利用促進

(マイナンバー法、公的個人認証法、住民基本台帳法、郵便局事務取扱法)

- 在外公館で、国外転出者に対するマイナンバーカードの交付や電子証明書の発行等に関する事務を可能とする。
 - 市町村から指定された郵便局においても、マイナンバーカードの交付申請の受付等ができるようにする。
 - 暗証番号の入力等を伴う電子利用者証明を行わずに、利用者の確認をする方法の規定を整備する（例：図書館等での活用）。
- ⇒ マイナンバーカードを申請・取得できる選択肢の拡大及び利用の促進

5. 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

(戸籍法、住民基本台帳法、家事事件手続法、マイナンバー法、公的個人認証法)

- 戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加。
 - マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加。
- ⇒ 公証された振り仮名が各種手続での本人確認で利用可能に



6. 公金受取口座の登録促進(行政機関等経由登録の特例制度の創設)

(公金受取口座登録法等)

- 既存の給付受給者等（年金受給者を想定）に対して書留郵便等により一定事項を通知した上で同意を得た場合又は一定期間内に回答がなく、同意したものと取り扱われる場合、内閣総理大臣は当該口座を公金受取口座として登録可能に。
（※1）公金受取口座は給付のみに利用。
（※2）事前・事後の本人通知に加え、広報で制度の周知徹底を図る。
- ⇒ デジタルに不慣れな方も簡易に登録が可能及び給付の迅速化

施行期日：公布の日から1年3月以内の政令で定める日（一部を除く。）

マイナンバーカードと健康保険証の一体化とは (2/3)

マイナ保険証

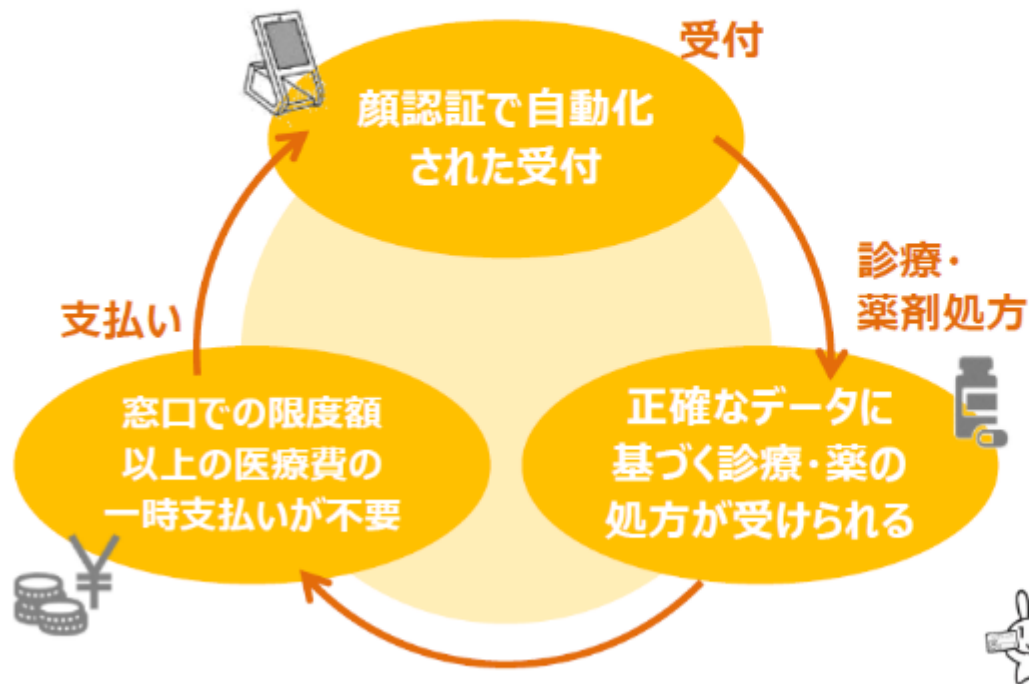
→健康保険証利用登録をされたマイナンバーカード

出典：厚生労働省HP


通院においても、その他の場面でも
マイナンバーカードの健康保険証利用で便利になります

 いつもの通院等が便利に！

 こんなところも簡単・便利に！



特定健診や薬の
情報をマイナポータル
で閲覧できる

マイナポータルから 
e-Taxに連携し、
確定申告が簡単に

健康保険証として
ずっと使える

マイナンバーカードと健康保険証の一体化とは (3/3)

出典：厚生労働省HP

より良い医療を受けることができます！

医療機関を受診した際に、お薬の情報や特定健診の結果の提供に同意すると、医師等からご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。



窓口で限度額以上の支払いが不要になります！

高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを保険証として使うことで、ご自身で高額な医療費を一時的に自己負担したり、役所で限度額適用認定証の書類申請手続きをする必要がなくなります。



マイナポータルで確定申告の医療費控除がカンタンにできます！

マイナポータルから保険医療を受けた記録が参照できるため、領収証を保管・提出する必要がなく、簡単に医療費控除申請の手続きができます。



就職・転職・引越後も健康保険証としてずっと使えます！

新しい健康保険証の発行を待たずに、医療機関・薬局で利用できます。



オンライン資格確認とは (1/3)

オンライン資格確認

- オンライン資格確認とは、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等により、**オンラインで資格情報の確認ができるシステム**
- オンライン資格確認システムの導入により、**医療機関・薬局の窓口で、患者の直近の資格情報等（負担割合や自己負担限度額等）が確認できる。**
- また、マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、**医療機関や薬局において、特定健診等の情報や診療・薬剤情報を閲覧できる。**

<オンライン資格確認のイメージ>

【マイナンバーで受診した場合】



マイナンバーカードを
カードリーダーに置く



【健康保険証で受診した場合】



健康保険証を窓口提示



医療機関・薬局



記号・番号を入力



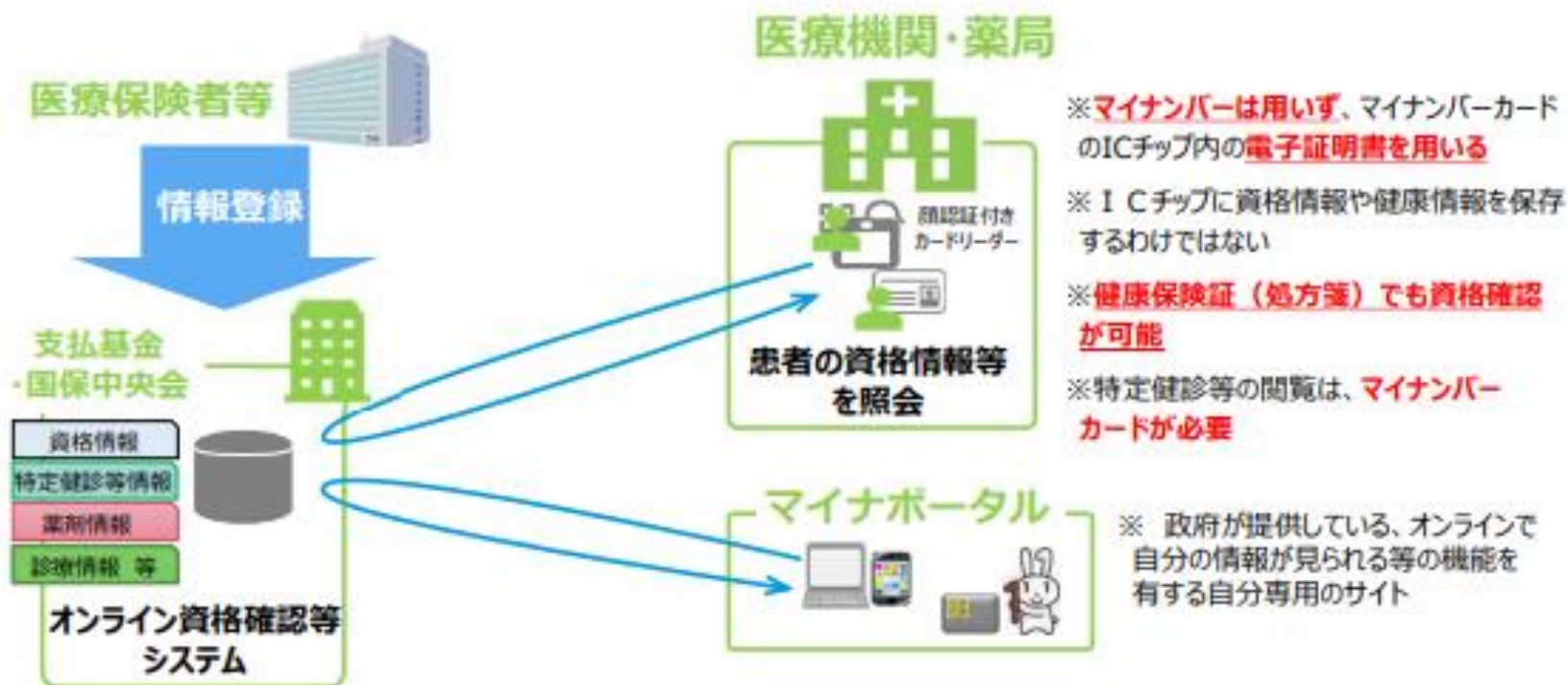
資格情報等の照会

オンライン資格確認システム
(社会保険診療報酬支払基金)



オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）の概要

- ① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**。
- ② マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境に**。（マイナポータルでの閲覧も可能）



オンライン資格確認とは (3/3)

令和5年2月17日 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会 (第2回)

オンライン資格確認のメリット

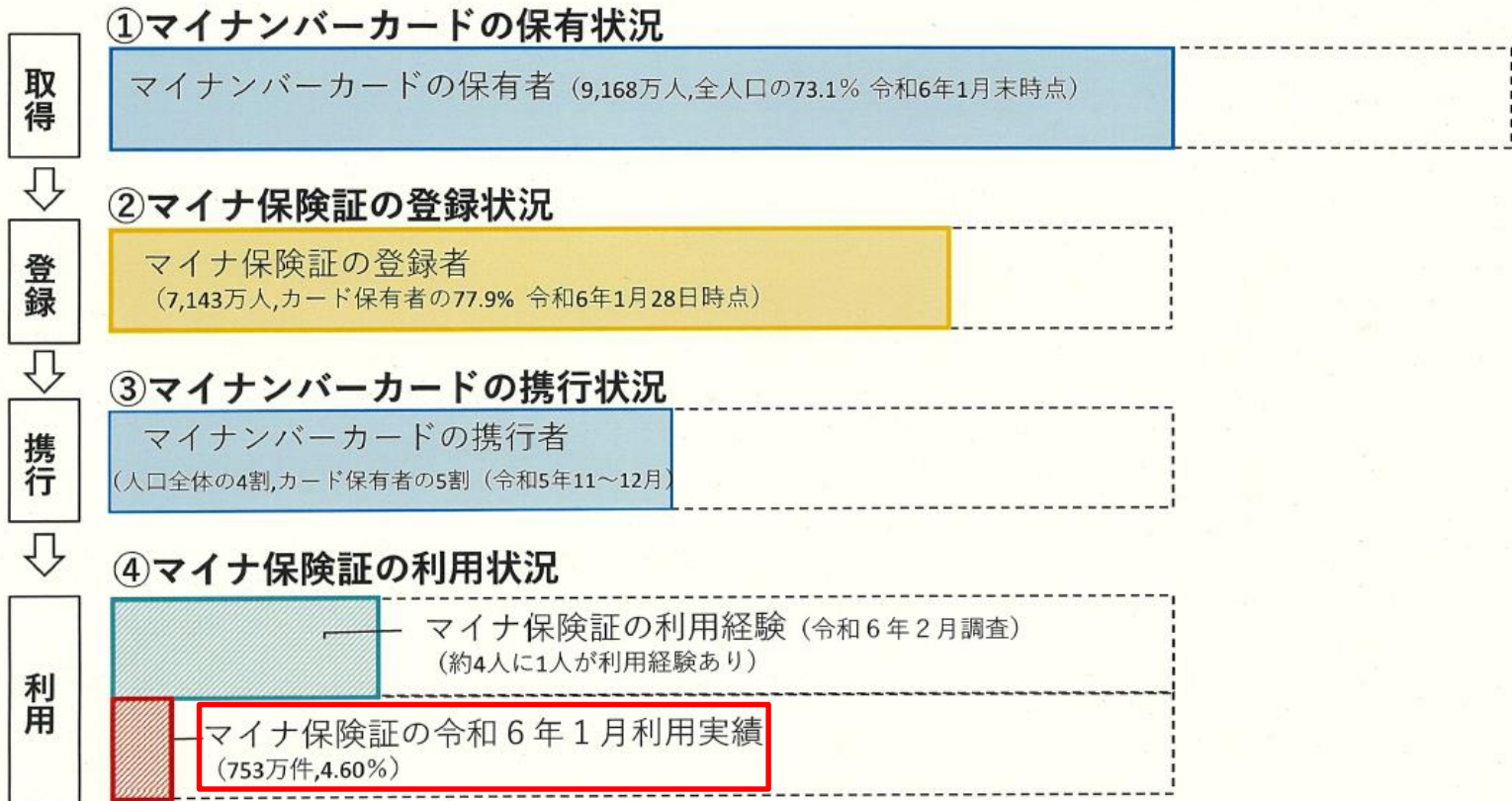
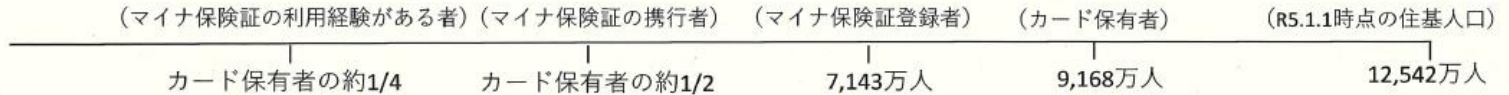
患者	<ul style="list-style-type: none">・ マイナンバーカードを用いて、特定健診情報等、薬剤情報、医療費通知情報を閲覧できます。本人が同意をすれば、医療関係者と共有し、より良い医療を受けることが出来るようになります。・ 限度額適用認定証等がなくても、窓口での限度額以上の一時的な支払いが不要となります。(従来は、一時的に支払いをした後に還付を受けるか、事前に医療保険者等に限度額適用認定証等を申請する必要がありました。)・ 転職等のライフイベント後でも、健康保険証としてずっと使うことができます(医療保険者等への加入の届出は引き続き必要です)。国民健康保険や後期高齢者医療に加入している際の定期的な保険証の更新が不要になります。また、高齢受給者証(70歳から75歳になるまでの間、自己負担割合を示す証明書)の持参が不要になります。・ 顔認証により本人確認と保険証確認が同時に行われ、受付が円滑になります。保険医療機関等の窓口での資格確認がシステム化されることで、待ち時間が減少することがあります。
医療機関・薬局	<ul style="list-style-type: none">・ 病院システムへの資格情報の入力の手間が軽減され、誤記リスクが減少します。・ 正しい資格情報の確認ができないことでレセプト請求後に返戻されていましたが、オンラインでの即時の資格確認によりレセプトの返戻を回避でき、患者等への確認事務が減少します。未収金の減少につながります。・ マイナンバーカードを持っている患者の同意を得て、薬剤情報、特定健診情報等を閲覧することが出来るようになり、より正確な情報に基づく適切な医療を提供することが出来ます。・ 災害時には、マイナンバーカードを持っていない患者であっても、薬剤情報、特定健診情報等を閲覧することが可能となります。(患者の同意は必要です。)・ 被保険者証の資格確認がシステム化されることで、窓口の混雑が緩和されます。
保険者	<ul style="list-style-type: none">・ 資格喪失後の被保険者証の使用が抑制されます。・ 資格喪失後の被保険者証の使用や被保険者番号の誤記による過誤請求の事務処理負担(資格喪失や異動後の資格情報の照会、医療保険者間調整、本人への請求等の事務作業)が減少します。・ 限度額適用認定証等の適用区分や負担割合等が保険医療機関等に正確に伝わり、レセプトにかかる保険医療機関等との調整が減少します。・ 限度額適用認定証等の申請にかかる事務手続きや認定証等の発行が減少します。

- 健康保険証を廃止（マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行い、受診することを基本とする）
- 発行済みの健康保険証は、施行後 1 年間有効とみなす経過措置
- マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方には、申請に基づき、資格確認書を交付
- 当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず、資格確認書を交付
- 健康保険証の廃止に伴い、マイナ保険証の保有者がご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時等に、資格情報のお知らせを交付

マイナ保険証の利用状況 (1/2)

令和6年2月29日 第175回社会保障審議会医療保険部会

マイナ保険証の利用等に関する現状



マイナ保険証の利用状況（2/2）

令和6年2月29日 第175回社会保障審議会医療保険部会

オンライン資格確認 マイナ保険証の利用実績 （都道府県別の医療機関・薬局での利用（令和6年1月））

○ 都道府県別のマイナ保険証の利用率（令和6年1月）は以下のとおり。

※黄色=上位5県 灰色=下位5県

都道府県名	利用率
北海道	4.52%
青森県	2.88%
岩手県	5.78%
宮城県	4.47%
秋田県	3.16%
山形県	3.87%
福島県	5.18%
茨城県	5.35%
栃木県	4.89%
群馬県	5.14%
埼玉県	4.22%
千葉県	5.09%
東京都	4.65%
神奈川県	4.67%

全国	4.60%
----	-------

都道府県名	利用率
新潟県	5.49%
富山県	5.77%
石川県	6.14%
福井県	6.84%
山梨県	3.90%
長野県	3.58%
岐阜県	4.06%
静岡県	5.13%
愛知県	3.56%
三重県	4.54%
滋賀県	5.39%
京都府	4.89%
大阪府	4.53%
兵庫県	4.66%
奈良県	5.12%
和歌山県	3.00%

都道府県名	利用率
鳥取県	7.19%
島根県	5.60%
岡山県	4.42%
広島県	4.85%
山口県	4.83%
徳島県	3.15%
香川県	4.78%
愛媛県	2.65%
高知県	3.74%
福岡県	4.50%
佐賀県	5.11%
長崎県	4.72%
熊本県	5.52%
大分県	3.67%
宮崎県	6.65%
鹿児島県	8.44%
沖縄県	2.31%

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数

「マイナ保険証、1度使ってみませんか」キャンペーンの実施状況について

- より良い医療の提供のため、マイナ保険証の利用促進が重要であり、厚生労働省やデジタル庁等の関係省庁が連携し、「マイナ保険証、1度使ってみませんか」を軸に様々な取組を実施。

医療機関へのアプローチ

- 1 マイナ保険証利用の好事例の厚生労働大臣視察とPR、関係団体との意見交換、団体の取組促進
- 2 公的病院・公立病院に対するマイナ保険証利用促進の要請
 - ※ 厚労省所管団体が開設する医療機関に対し、利用率目標の設定と進捗管理、専用レーンや担当者による声掛け・案内の実施を要請。
 - ※ 関係省庁と連携し、厚労省所管団体以外が開設する公的医療機関等に対し、厚労省の対応を踏まえた対応を実施するよう要請。
 - ※ 今後、民間医療機関等の取組促進のため、利用実績を個別に通知するなどの実施に向けて検討。
- 3 意見交換会の開催
(厚労省・医療関係団体等・保険者団体等が参加)
- 4 医療機関等の好事例、システムトラブル時の対応ノウハウの医療機関向けマイナ保険証活用セミナー
- 5 経済対策による医療機関等への支援等
 - ・マイナ保険証利用促進のための医療機関・薬局への支援や医療機関等における顔認証付カードリーダー増設を支援（厚労省補正予算217億円）
 - ・マイナンバーカードを診察券や公費負担医療や地方単独医療費助成の受給者証として利用可能とするための医療機関・薬局のシステム改修支援（デジタル庁補正予算42.1億円）

保険者・被保険者へのアプローチ

- 1 マイナ保険証・カードリーダーのデモ体験の実施、使い方動画・チラシの作成
 - ・市町村役場、鉄道駅、イベント会場等でデモ体験会を開催（8月～随時）
 - ・使い方動画・チラシを作成し、HPやSNS(デジタル庁公式X、note)で情報発信。上記体験会でも活用。
- 2 国共済・地共済等でのマイナ保険証利用促進の要請
 - ・関係省庁を通じて、組合員等への積極的な広報を要請
- 3 意見交換会の開催【再掲】
(厚労省・医療関係団体等・保険者団体等が参加)
- 4 保険者によるチラシ、メール等を活用した加入者へのマイナ保険証利用勧奨
- 5 政府広報を通じた周知
 - ・政府広報としてインターネットバナー広告
- 6 経済対策によるマイナンバーカードと健康保険証の一体化の周知・広報
 - ・医療保険者を通じて加入者への周知広報を実施（厚労省補正予算41億円）

協会けんぽの「マイナ保険証、1度使ってみませんか」 キャンペーンの実施状況について (1/2)

▶全国共通（本部一括で実施）

- 協会ウェブサイト内に特設ページ「マイナ保険証を1度使ってみませんか？」を公開（2023年10月）
- 被扶養者資格再確認の際に説明リーフレット内にマイナ保険証に関する内容を掲載（2023年10月）
- 医療費通知の際にチラシを同封（2024年1月）
- ジェネリック医薬品軽減額通知の際にチラシを同封＜静岡支部加入者63,634名に送付＞（2024年2月）

**マイナ保険証を
1度使ってみませんか？**

マイナナンバーカードを健康保険証として利用できます
マイナナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、マイナナンバーカードを使って医療機関を受診できます。マイナナンバーカードを健康保険証として利用すると、より良い医療を受けることができたり、窓口で限度額以上の支払いが不要となったりとメリットがあります。
※マイナナンバーカードを健康保険証として利用できるのは、オンライン資格確認システムを導入している医療機関・薬局です。対応している医療機関・薬局のリストは[こちら](#)（厚生労働省ホームページ）

令和6年12月2日に健康保険証が廃止されます
令和6年12月2日以後、新規に健康保険証は発行されません。発行済みの健康保険証については、健康保険証廃止後、最大1年間、従来通り使用できるよう、経過措置が設けられます。
なお、マイナナンバーカードを健康保険証として利用登録していない方等については、資格確認書を用いて医療機関等を受診することも可能です。

▲協会ウェブサイト特設ページ（一部抜粋）

協会けんぽからのお知らせ **医療機関等の受診にはマイナナンバーカード！**
～マイナナンバーカードで受診するとこんなにメリットが～

より良い医療が可能に！
■初めての医療機関等でも、過去に処方されたお薬や特定健診のデータが医師等と共有できる！(本人の同意が必要です)
■自分の体についてのデータを溜めたい医療機関の処方してもらったお薬が受けられます。
■旅行先や災害時でも、お薬等のデータが連携されます。

各種手続きが便利・簡単に！
■マイナポータルで医療費通知情報を入力でき医療費控除の確定申告が簡単。
■マイナポータルで健康保険証として利用できる医療機関等は、「医療用認定証」がなくても、自己負担額減額を記入するだけで受診できます。
■就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
(新しい保険者によるマイナIDの資格登録が必要です。)

まだ、マイナナンバーカードの健康保険証利用のお申込みがお済みでない方は、是非ともこの機会にお申込みをお願いします！※1
マイナナンバーカードの健康保険証利用のお申込みについて

医療機関・薬局で	スマホから	マイナポータル	セブン銀行ATMで
医療機関・薬局のマイナポータルからマイナナンバーカードのマイナポータルをインストール	①マイナポータルをダウンロード ②マイナポータルを起動する ③アプリ(マイナポータル)のインストール	①マイナポータルを起動する。 ②「申し込む」をタップする。 ③利用規約等に同意する。 ④マイナポータルを読み取る。	必要なものはマイナナンバーカードのみ！ マイナポータルで手続き 健康保険証利用の申込み

なお、マイナナンバーカードを健康保険証として利用する場合は、上記お申込みだけでなく、オンライン資格確認システムにデータ登録が完了している必要があります。詳しくは、協会けんぽホームページよりご確認ください。※2

※1 マイナナンバーカードの健康保険証利用申込について (厚生労働省)
※2 マイナナンバーカードの健康保険証登録情報の確認について (協会けんぽ)

▲被扶養者資格再確認の説明リーフレット（一部抜粋）

マイナ保険証キャンペーンチラシ▶

**医療機関等を受診する際に
マイナナンバーカードを
一度使ってみませんか？**

マイナナンバーカードで受診するメリット

安心 より良い医療が受けられる！
■特定健診や診療の情報を医師と共有でき、医療費控除の確定申告が簡単になります。
■本人の体に関するデータを溜めたい医療機関や薬局の処方してもらったお薬が受けられます。
■旅行先や災害時でも、お薬等のデータが連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に！
■マイナポータルで医療費通知情報を入力でき、医療費控除の確定申告が簡単になります。
■医療機関のマイナポータルに申請する「医療用認定証」が不要になります。
■就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
■新しい保険者によるマイナIDの資格登録が必要です。
■資格確認書の提出も必要なくなります。

マイナナンバーカードで受診するための準備

1 マイナナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナナンバーカードを取得
2 マイナナンバーカードをお持ちの方は健康保険証利用の申込み

マイナナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です。詳しくはこちら

医療機関・薬局で	スマホから	マイナポータル	必要なものはマイナナンバーカードのみ！
医療機関・薬局のマイナポータルからマイナナンバーカードのマイナポータルをインストール	①マイナポータルをダウンロード ②マイナポータルを起動する ③アプリ(マイナポータル)のインストール	①マイナポータルを起動する。 ②「申し込む」をタップする。 ③利用規約等に同意する。 ④マイナポータルを読み取る。	マイナポータルで手続き 健康保険証利用の申込み

協会けんぽの「マイナ保険証、1度使ってみませんか」 キャンペーンの実施状況について（2/2）

▶静岡支部

- メールマガジン（2023年11月号～）：毎月、マイナ保険証に関する記事を掲載
- 納入告知書同封リーフレット：2024年3月号に記事を掲載
- 商工会議所広報誌への記事掲載：静岡商工会議所、浜松商工会議所へ記事を掲載
- 申請書等の送付時にチラシを同封して広報を実施

メルマガ 11月号（R5.11.10 配信）

【協会けんぽからのお知らせ】

◆マイナ保険証、1度使ってみませんか

現在、国においては、関係団体と連携して、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）のメリットを実感していただけるよう「マイナ保険証、1度使ってみませんか」キャンペーンを行っています。協会けんぽの加入者の皆さまにおかれましても、医療機関を受診する際に、ぜひマイナ保険証を利用してください。

～マイナンバーカードで受診するメリット～

- ・よりよい医療が受けられる！
- ・各種手続きも便利・簡単に！

▲メルマガ11月号

マイナ保険証を 1度使ってみませんか？

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、マイナンバーカードを使って医療機関を受診できます。マイナンバーカードを健康保険証として利用すると、より良い医療を受けることができたり、窓口で限度額以上の支払いが不要となったり等メリットがあります。



マイナ保険証について [詳しくはこちら](#)

▲商工会議所への提供記事
（静岡商工会議所）


令和6年12月2日に保険証は廃止されます

今から使おう！ マイナ保険証

マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる！	便利 各種手続きも便利・簡単に！
<ul style="list-style-type: none">●特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。 ※本人の同意なく情報が共有されることはありません。●薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬投与のリスクも減少します。 ※本人の同意なく情報が共有されることはありません。●旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。	<ul style="list-style-type: none">●マイナポータルで医療費通知情報を入力でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。●医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。●就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。 ※新しい保険者による登録手続きが必要です。●高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元コードからご確認ください。
厚生労働省HP 【マイナンバーカードの保険証利用でみんなにいいことたくさん!!】



▲納入告知書同封リーフレット（3月号）